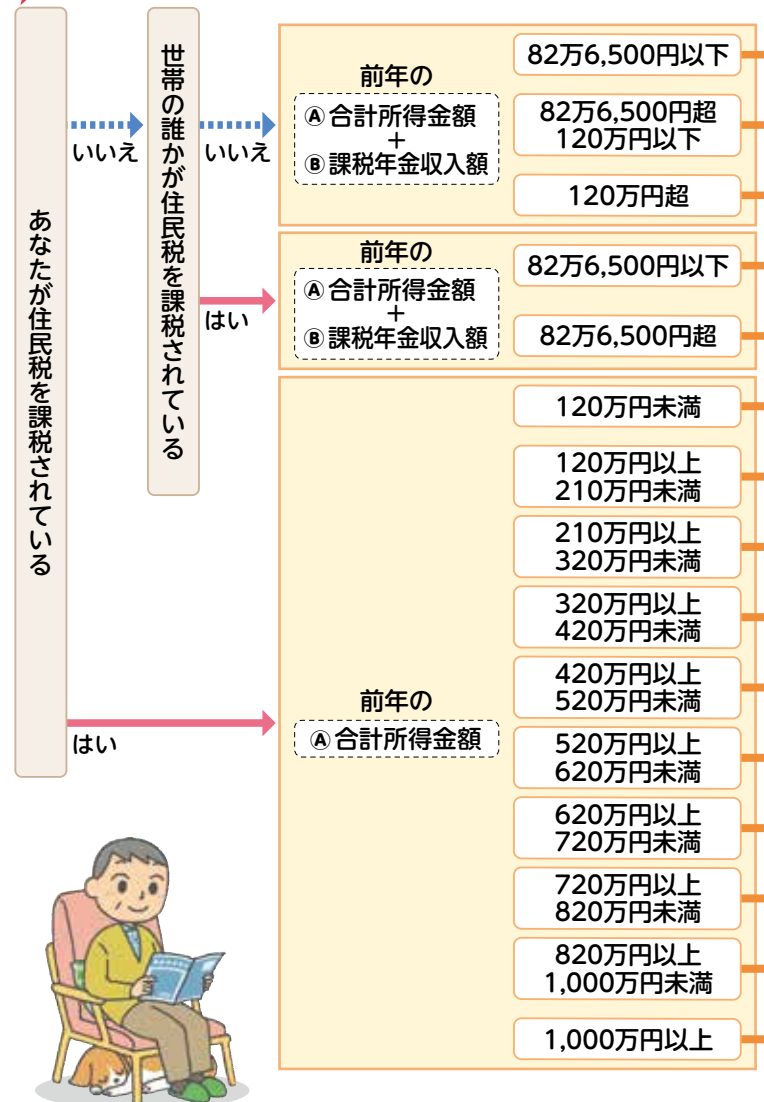


介護保険料の決まり方

スタート



介護保険料額 (令和8年度)

所得段階	対象者	基準額に掛ける率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	●生活保護を受給している人	0.285	年 22,230円 (月 1,853円)
	●高齢福祉年金を受給している人		
	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人		
第2段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	0.4	年 31,200円 (月 2,600円)
	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人		
第3段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.685	年 53,430円 (月 4,453円)
第4段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	0.9	年 70,200円 (月 5,850円)
	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超の人		
第5段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超の人	1.0 (基準額)	年 78,000円 (月 6,500円)
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	年 93,600円 (月 7,800円)
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	年 101,400円 (月 8,450円)
第8段階	●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	年 117,000円 (月 9,750円)
第9段階	●前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.65	年 128,700円 (月 10,725円)
第10段階	●前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	年 148,200円 (月 12,350円)
第11段階	●前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	年 163,800円 (月 13,650円)
第12段階	●前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	年 179,400円 (月 14,950円)
第13段階	●前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.4	年 187,200円 (月 15,600円)
第14段階	●前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	2.45	年 191,100円 (月 15,925円)
第15段階	●前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.75	年 214,500円 (月 17,875円)

※第1～3段階は、消費税率の引き上げに伴う負担軽減後の保険料率および保険料額です。
 ※介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
 ※生活保護を受給している人、高齢福祉年金を受給している人は第1段階となります。

介護保険料の「基準額」

基準額は保険料を決める基準となる額のことです。市区町村で必要な介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから算出されます。介護保険料はこの基準額をもとに、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に決まります。

基準額 (年額)

$$\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} = \text{基準額 (年額)}$$

市区町村の65歳以上の人数

A 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

B 課税年金収入額

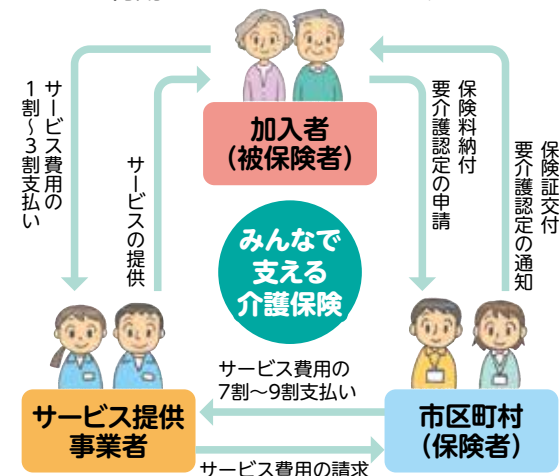
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・高齢福祉年金などは含まれません。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

介護や支援が必要と思ったら

介護が必要な状態であると認定(要介護認定)を受けることで、原則1割の自己負担(前年所得により2～3割負担)で介護サービスが利用できるようになります。



介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する場合は…

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の介護保険担当窓口で相談しましょう。

要介護認定を受けなくても利用できる介護予防のサービスや活動があります。担当窓口で心身の機能を調べる「基本チェックリスト」を受けてみましょう。結果に応じた介護予防のサービスなどをご案内します。

65歳以上のみなさんへ

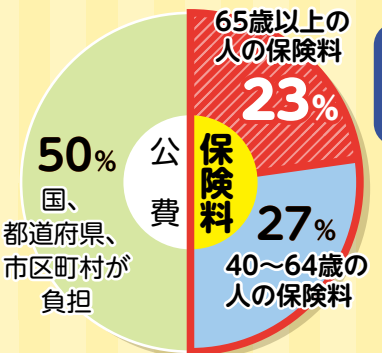
介護保険料

大切です!

令和8年度版

介護保険は、みなさんが納める「介護保険料」と「公費」を財源に運営されています。今後も介護保険を安定的に運営できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険の財源 (令和6～8年度の割合)



介護保険の財源の半分が介護保険料です。

お問い合わせ先 宜野湾市介護長寿課
 ☎098-893-4411 (内線4122、4123)

介護保険料の納め方

年金の受給額によって納め方が異なります。

普通徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

市区町村から送付される納付書(または口座振替)で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

● 介護保険料の納期限

4月	7月(納入通知書発送)
3月~6月は納付なし	7月~2月 年8回払い

※納期限は原則その月の末日ですが、休日の場合は翌営業日となります。

※年度途中で資格を取得した場合は上記の納期限、通知書発送日と異なることがあります。

安心・便利な口座振替を利用しましょう!

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

スマホで口座振替の手続きができるようになりました

詳細はこちら



- 市税(料)の通知書とキャッシュカードをご用意ください。
- 上記のQRコードを読み取ってください。
- 画面の案内に従って操作してください。

※このほか、金融機関または市役所窓口でも手続きすることができます。

特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金の定期支払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

・老齢福祉年金などは、特別徴収の対象にはなりません。

● 特別徴収の納め方(前年度から特別徴収の場合)

4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
仮徴収			本徴収		

前年の所得が確定するまでは、仮に前年度2月分と同額を納めます。

確定した保険料年額から、仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます。

※仮徴収額と本徴収額の差額が大きい場合は8月以降(8月、10月、12月、2月)の4回で割った金額で差し引き額を決定します。

年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳になった場合
- 年金の受給が始まった場合
- ほかの市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

など

65歳になる年度の介護保険料

介護保険料は64歳までは加入している医療保険の保険料に含まれていますが、「65歳になる月(誕生日の前日がある月※)」からは、納付書で別に納めます。

※年齢の加算は法律上誕生日の前日のため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

● 介護保険料を納め始めるのは

- 例 10月1日生まれ ▶ 9月分から
10月2日生まれ ▶ 10月分から



国民健康保険(国保)の加入者の場合

65歳になった月以降も国保の保険料に介護保険分が含まれています。これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

▶ 64歳の分

4月から「65歳になる月の前月」までの分を年度末までの納期に分けて、国保の保険料(介護保険分)から納めます。

▶ 65歳の分

「65歳になる月」から年度末までの分を、年度末までの納期に分けて「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月1日生まれの国保加入者の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4~8月分を年度末までの納期に分けて国保の保険料から納めます。					65歳の誕生日(10月1日)	65歳になる月(誕生日の前日がある月)					
4~8月分を年度末までの納期に分けて						9月~翌年3月分を年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。					

職場の医療保険の加入者の場合

国保と同じく「65歳になる月」から、市区町村に納付書で納めます。介護保険料の算定方法や対象者など、詳しくは加入している医療保険にご確認ください。



介護保険料は納期内に納めましょう

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、以下の措置が取られます。

納期限を過ぎる(滞納になる)と

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担しなければなりません。保険給付分の払い戻しを申請しても、その一部または全部が一時的に差し止められます。滞納している保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

該当する保険料は時効となり納付できなくなります。滞納期間に応じて利用者負担が3割※に引き上げられ、高額介護サービス費などの軽減措置も受けられません。

※利用者負担の割合が3割の人の場合は、4割になります。

! 介護保険料の滞納は、税金と同じく「財産調査」や「差し押さえ」の対象です!

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときはご相談ください。減免などが受けられる場合があります。

介護保険料 Q&A

介護保険のサービスを利用していないので、介護保険料は納めなくてもいいですか



いいえ。サービス利用の有無にかかわらず納付しなければなりません。自分がサービスを利用することになったときのためにも、保険料はきちんと納めましょう。

引っ越す前に住んでいたまちと介護保険料が違うのはどうしてですか



介護保険料は、市区町村で介護保険にかかる見込み額をもとに算出されるので、市区町村ごとに異なります。

介護保険料の納付方法は選べないのですか



はい。納付方法は法律で決められているため、個人で選ぶことはできません。納付方法は、年金の受給額によって異なります。市区町村からの通知の通り、決められた方法で納付をお願いします。